## 西東京市国民保護計画(素案)の概要

## 第1編 総論

第1章 西東京市の責務、計画の位置づけ、構成等(P1)

## 1 西東京市の責務

西東京市は、武力攻撃事態等において、国及び都があらかじめ定める国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に関する法令や基本指針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 西東京市国民保護計画の位置づけ

西東京市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)第35条の規定に基づき、西東京市国民保護計画を作成する。

3 計画の構成

西東京市国民保護計画は、第1編総論、第2編平素からの備え、第3編武力攻撃事態等への対処、第4編復旧等、第5編大規模テロ等(緊急対処事態)への対処、及び資料編から構成される。

4 西東京市国民保護計画の見直し

西東京市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。計画の見直しに当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、西東京市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

# 第2章 国民保護措置に関する基本方針(P2)

#### 1 基本的人権の尊重

西東京市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

西東京市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

西東京市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

西東京市は、国、都、近隣区市(埼玉県新座市を含む)並びに関係 指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の 整備に努める。

5 国民の協力

西東京市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、西東京市は、防災市民組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

- 6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 西東京市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者そ の他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、西東京市は、 国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適 用される国際人道法の的確な実施を確保する。
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 西東京市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の 実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃 事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

西東京市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

西東京市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、 武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留 意する。

3章 関係機関の事務又は業務の大綱等(P4)

西東京市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における西東京市及び都、指定(地方)公共機関等の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

### 第4章 西東京市の地理的、社会的特徴(P6)

西東京市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

#### 1 位置

西東京市は、武蔵野台地のほぼ中央部にあり、都心の西北部(北緯35度44分、東経139度33分)に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接している。面積は15.85km、広がりは東西約4.8km、南北約5.6kmとなっている。

### 2 地形・地質

西東京市の地勢はおおむね平坦で、標高は53mから67mである。西東京市は武蔵野台地に位置しており、市内の南側には石神井川が小平市から練馬区へと抜けている。武蔵野台地の地盤は、東京の基盤をなす中古生層、新第三系、表層付近を被覆する上総層群、江戸川層といった地層、地表付近は武蔵野礫層、関東ローム層で構成されている。武蔵野台地では、石神井川、田柄川、新川、白子川がおおむね西から東へと向かって流れ、流域には谷底平野や浅い谷が分布している。武蔵野台地と谷底平野の間には斜面が分布しているが、多くは緩斜面で石神井川流域の一部に急斜面がみられるだけである。石神井川流域や白子川流域、武蔵野台地の一部は、人口と住宅の増加、及び団地・マンション建設に伴う土地の平坦化が進んだ人工改変地である。

### 

西東京市の総面積は15.85k㎡である。地目別土地利用は宅地が58.6%と過半数を占め、畑は12.3%となっている。平成16年と17年を比較してみると、0.5ha程度だが、畑や山林が宅地に変わっている状況が読みとれる。

# 4 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均15~16度であり、降水量は5月から10月にかけての梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多くなっている。

# 5 人口

平成18年1月1日現在、住民基本台帳による総人口は187,157人、総世帯数が83、775世帯、1世帯あたり人口が2.23人となっている。平成17年国勢調査結果はこれから順次公表されることになるが、すでに公表された総人口189,749人、一般世帯数82,041世帯によれば、1世帯あたり人口は2.31人である。平成17年の昼間人口は公表されていないが、これまで昼夜間人口比

率が8割を切っていて、その比率が徐々に下がってきている。

#### 6 交通

西東京市内には西武新宿線と西武池袋線が市の南北をそれぞれ東西に走っており、5つの駅がある。平成16年度の1日平均乗降客数は西武新宿線田無駅が約7.2万人で最も多く、次いで西武池袋線ひばりヶ丘駅の約6.5万人となっている。1日平均乗降客数の推移でみると田無駅・東伏見駅は増加、ひばりヶ丘駅・保谷駅は横ばい、西武柳沢駅は減少傾向にある。

平成17年3月31日現在、市の自動車登録台数は約5.3万台、軽自動車登録台数が約2.1万台、合わせて約7.4万台となっている。これは、市の総世帯数を若干下回っている。

路線バスは西武バス、関東バス、都バスの3社で27系統が運行されている。また市のコミュニティバスとして、「はなバス」が5ルート運行されている。

#### 7 道路

道路は、都道245号線・主要地方道5号線(新青梅街道)と都道・主要地方道4号線・主要地方道5号線(青梅街道)が東西に延びているほか、南北には都道112号線(谷戸新道)、都道・主要地方道36号線、都道234号線が延びており、市道がこの主要幹線道路に接続または、間隙を補うように整備されている。しかし、現在、整備途中の道路も多く、西武新宿線及び西武池袋線の踏み切りや北原交差点等の慢性的な渋滞対策も今後の課題の一つとなっている。

### 8 消防

西東京市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。

## 9 その他

西東京市内には、東京ガス株式会社防災・供給部施設管理センター保谷基地に2基のガスホルダー(球形ガスタンク)があるほか、東京電力株式会社武蔵野変電所などの重要施設が存在している。

また、シチズン時計株式会社、住友重機械工業株式会社田無製造所、石川島播磨重工業株式会社田無工場等の大規模工場等が存在しており、周囲は住宅地及び病院等も隣接している。

### 第5章 西東京市国民保護計画が対象とする事態(P21)

### 1 武力攻擊事態

西東京市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり。

#### 着上陸侵攻

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 弾道ミサイル攻撃

弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 航空攻撃

航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

# 2 緊急対処事態

西東京市国民保護計画においては、緊急対処事態として、都国民保護 計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

危険物質を有する施設への攻撃

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破等

大規模集客施設等への攻撃

ターミナル駅や大規模な集客施設等の爆破等

大量殺傷物質による攻撃

炭疽菌やサリン等の化学剤の大量散布等

交通機関を破壊手段としたテロ

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等

# 第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等(P25)

1 職員の迅速な参集体制の整備

西東京市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備するとともに、24時間即応可能な体制を確保する。

2 関係機関との連携体制の整備

西東京市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

3 通信の確保

西東京市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通

信体制を整備し、通信の確保を図る。

4 情報収集・提供等の体制整備

西東京市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報 提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報 の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制を整備する。

5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

西東京市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付し、業務に従事する職員等の保護を実施する。

6 研修及び訓練

西東京市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員に対して研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

### 第 2 章 避難、救援及び平素からの備え(P45)

1 基礎的資料の収集

西東京市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

2 避難実施要領の作成

西東京市は、都による支援を受け、関係機関(教育委員会など市の 各執行機関、消防、警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、 総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間 の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、 高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難 実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する都との調整

西東京市は、本市が行う救援について、西東京市地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を定める。

4 運送事業者の把握と協力体制の整備

西東京市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を 実施するため、運送事業者との協力体制を整備する。

5 避難施設の指定の協力

西東京市は、都が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど都に協力する。

### 6 生活関連施設等の把握

西東京市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

# 第3章 物資及び資材の備蓄、整備(P50)

1 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

西東京市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

西東京市は、武力攻撃災害等による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他、土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

# 第4章 国民保護に関する啓発(P52)

1 国民保護措置に関する啓発

西東京市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、様々な広報媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

西東京市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

3 特殊標章等に関する普及・啓発

西東京市は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置(P54)

- 1 西東京市は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合は、 武力攻撃事態や緊急対処事態等の認定が行われる前の段階において も、緊急事態連絡室(仮称)等を設置し、国、都及び関係機関等から の情報収集に努めるとともに、西東京市国民保護対策本部の設置前は、 西東京市災害対策本部を設置して、国民保護に準じた措置を実施する。
- 2 西東京市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報連絡体制や危機管理体制を立ち上げ、即応体制の強化を図る。

### 第2章 西東京市国民保護対策本部の設置等(P57)

- 1 西東京市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び 都知事を通じて国民保護対策本部を設置すべき区市町村の指定の通 知を受けた場合は、直ちに市長を本部長とする西東京市国民保護対策 本部を設置する。
- 2 西東京市対策本部担当者は、一斉参集システム等の連絡網を活用し、 職員を参集させる。
- 3 西東京市長は、国民保護対策本部を設置したときは、西東京市議会 に対策本部を設置した旨を連絡する。
- 4 西東京市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を 防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、西東 京市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。
- 5 西東京市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、対策本部の事務の一部を行うため、現地対策本部を設置する。
- 6 西東京市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に 現地連絡調整所を設置する。
- 7 西東京市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系区市町村防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、対策本部と現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

8 西東京市長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成し、特殊標章等を交付及び使用させる。

# 第3章 関係機関相互の連携(P64)

- 1 西東京市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と 各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。
- 2 西東京市は、必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機 関に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請 を行う。
- 3 西東京市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める。
- 4 西東京市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。
- 5 西東京市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
- 6 西東京市は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、正当 な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- 7 西東京市は、防災市民組織による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、防災市民組織に対する必要な支援を行う。また、ボランティアへの情報提供、ボランティア・センター等における受入体制の確保等に努める。
- 8 西東京市は、避難住民の誘導・救援等において、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

## 第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き(P68)

- 1 西東京市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、不服申立て又は 訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するた め、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。
- 2 西東京市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書を、西東京市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

### 第5章 警報及び避難の指示等(P69)

## 1 警報の伝達等

西東京市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらか じめ定めた伝達方法により、速やかに住民及び関係のある国公私の 団体(消防団、防災市民組織、社会福祉協議会、農業協同組合、商 工会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

西東京市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに 行うとともに、西東京市のホームページに警報の内容を掲載する。

「武力攻撃事態等が迫り、又は現に武力攻撃事態等が発生したと 認められる地域」に西東京市が含まれる場合は、同報系防災行政無 線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起し た後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

西東京市長は、東京消防庁(西東京消防署)と連携し、あるいは 防災市民組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に 警報の内容を伝達する。また、交番、駐在所、パトカー等の勤務員 による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に 行われるよう、警視庁(田無警察署)と緊密な連携を図る。

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉担当部署との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、 この場合サイレンは使用しない。

## 2 避難住民の誘導等

西東京市長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、 事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、 避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅 速に都に提供する。

西東京市長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁(田無警察署)、東京消防庁(西東京消防署)、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

避難実施要領の策定に際しては、誘導の手段の把握、輸送手段の確保の調整、災害時要援護者の避難方法等を考慮する。

西東京市長は、自衛隊行動と国民保護措置の実施について、道路

等における利用のニーズが競合する場合には、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

西東京市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、田無警察署長、西東京消防署長及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

西東京市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を 指揮し、消火活動及び救助・救急活動等の状況を勘案した上で、東 京消防庁(西東京消防署長)及び西東京市消防団長と協力して避難 住民を避難先地域まで誘導する。

西東京市長は、必要があると認めるときは、警視庁(田無警察署長)、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官による避難住民の誘導を要請する。

西東京市長は、避難住民の誘導に当たっては、防災市民組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

西東京市長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者対策班を設置し、都災害要援護者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など、当該市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、都職員の派遣を要請し、避難先県との調整の実施等、避難誘導の補助を要請する。

## 第6章 救援(P83)

- 1 西東京市長は、都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住 民や被災住民に対する救援を行う。
- 2 西東京市長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。
- 3 西東京市は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に 基づき、避難先地域内に避難所・二次避難所を開設し、各避難所に「救

援センター」を設置する。

- 4 西東京市は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、 避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を 提供する。また、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患 者を搬送する。
- 5 西東京市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、 救出に必要な協力を行う。
- 6 西東京市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告するとともに、都が市の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

## 第7章 安否情報の収集・提供(P88)

- 1 西東京市は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令に規定する様式により収集する。
- 2 西東京市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関 並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力 を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づ くものであることに留意する。
- 3 西東京市は、都への報告に当たっては、原則として、省令様式に必要事項を記載した書面によりに送付する。
- 4 西東京市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- 5 西東京市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類(運転免許証、健康保険の被保険証等)を窓口において提出又は提示させる。
- 6 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- 7 西東京市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、個人 の情報の保護に配慮しつつ、その保有する外国人に関する安否情報を 提供する。

# 第8章 武力攻撃災害への対処(P91)

1 武力攻撃災害への対処

西東京市は、国や都等の関係機関と協力して、本市の区域に係る

武力攻撃災害等への対処のために必要な措置を講ずる。

西東京市長は、多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による 災害で高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要と なる場合は、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

西東京市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、警視庁及び東京消防庁職員から通報を受けた場合において、武力攻撃災害等が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

### 2 応急措置等

西東京市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

西東京市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

西東京市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

西東京市長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警視庁等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

西東京市長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を西東京市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携する。

西東京市長は、東京消防庁と連携し、危険物質等に係る武力攻撃 災害等の発生の防止に努める。

### 4 NBC攻撃による災害への対処等

西東京市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

西東京市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手し、所要の措置を講ずる。

西東京市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、適切な措置を講ずる。

## 第9章 被災情報の収集及び報告(P102)

- 1 西東京市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力 攻撃災害等が発生した日時及び場所又は地域、発生した災害状況の概 要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 西東京市は、収集した被災情報を火災・災害等速報要領に基づき、 都(災害状況等により都に報告できない場合は、総務省消防庁)に報 告する。

## 第10章 保健衛生の確保その他の措置(P104)

- 1 西東京市は、避難所等の保健衛生の確保を図るため、都と協力し、 巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。 この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身 双方の健康状態には特段の配慮を行う。
- 2 西東京市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」 等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

#### 第11章 国民生活の安定に関する措置(P106)

- 1 西東京市は、武力攻撃事態等において、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。
- 2 西東京市は、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、 武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な 措置を講ずる。

# 第4編 復旧等

#### 第1章 応急の復旧(P107)

- 1 西東京市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした 上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施 するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急 の復旧を行う。
- 2 西東京市は、管理するライフライン施設について、速やかに被害の 状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための 措置を講ずる。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧(P108)

- 1 武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、西東京市は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。
- 2 西東京市は、管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、 周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

# 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等(P108)

- 1 西東京市は、国民保護措置の実施に要した費用で西東京市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。
- 2 西東京市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を 行った結果、通常生ずべき損失、及び援助を要請し、その要請を受け て協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定 める手続等に従い、損害補償を行う。

# 第5編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処

## 第1章 初動対応力の強化(P111)

- 1 西東京市は、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、当該市に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を 把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。
- 2 西東京市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療提供及び 知的資源を活用するため、当該市に所在する医療機関並びに研究機関 等との協力関係の構築に努める。
- 3 西東京市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行

- う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。
- 4 西東京市は、都が作成する各種対処マニュアル及び当該市の特性を踏まえ、各種 対処マニュアルを整備する。
- 5 西東京市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初 動対処を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、 緊急連絡体制を整備する。
- 6 西東京市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等 の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び警察・消防・自衛隊 等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。
- 7 西東京市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・ 実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

# 第2章 平時における警戒(P114)

- 1 西東京市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候 や危機情報の把握に努める。
- 2 西東京市は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」(統一 した警戒レベル)に準拠し、管理施設における同基準を整備する。

## 第3章 発生時の対処(P115)

- 1 西東京市は、政府による緊急対処事態の認定及び対策本部の設置指示が行われて いる場合、西東京市緊急対処事態対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。
- 2 西東京市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措 置を迅速的確に行うため、必要に応じて緊急対処事態現地対策本部等を設置する。
- 3 西東京市は、事態に迅速的確に対処するため、災害対策本部(政府による事態認 定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に 規定する災害に該当する場合)等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて 避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準 じた措置を行う。

#### 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処(P118)

西東京市は、次の大規模テロ等の類型に応じ、特に攻撃による影響、平素の備え 等に留意して対処する。

- 1 危険物質を有する施設への攻撃
- 2 大規模集客施設等への攻撃
- 3 大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム)
- 4 大量殺傷物質による攻撃(生物剤)
- 5 大量殺傷物質による攻撃(化学剤)
- 6 交通機関を破壊手段とした攻撃